

「その他所要の規定の整備」として考えられる検討事項

- 1 少年に対する不定期刑（少年法第52条）の言渡し基準を明確にすべきか否か
 - 不定期刑の長期と短期の性質をそれぞれどのように考えるべきか
 - 不定期刑の長期と短期はどのように決定されるべきか
 - 不定期刑の長期と短期の幅について制限を設けるべきか
- 2 不定期刑を適用する事件の範囲はどのようにすべきか
 - 「3年以上の有期の懲役又は禁錮をもつて処断すべきとき」という不定期刑適用の要件を見直すべきか